

日本律令軍制の基本構造

問題の所在

日本律令軍制は、大化の軍制改革を前提に天武期以降本格的に創設され、大宝軍防令の施行とともに制度的に確立し、以後ほぼ一世紀間存続して延暦十一年（七五三）対蝦夷戦争のまったなかで廃止される（ただし、辺要国は存続）、日本古代軍制のもつとも完成された形態である。本稿の目的は、日本律令国家の構造と展開の規定因として国際的契機を強調する学説¹⁾に依拠しつつ、軍隊とは何よりもまず国家権力にとつて、政治の延長または継続としての戦争を遂行するために創設した手段であるという自明ともいえる前提にたつて、日本律令軍制の基本構造を再構成することである。国家権力がいかなる犠牲をも代償に軍事力を保有するのは、（どれほどの民衆的基盤をもつかは別として）軍事力を保有または行使することに

下向井 龍彦

よつてしか解決しえない（と認識される）切実な政治課題と向き合っているからであり、国家権力がいかなる形態と構成の軍隊を創設しようとするかは、戦争という手段をも辞さないではいられない、直面する政治課題の性質によって決定されるのである（いかなる軍隊を創設しようかは、国家権力の依拠する政治的・社会的・経済的基盤に規定される）。

かかる視角から戦後律令軍制研究をふりかえると、以下の如き特徴と問題点を指摘できよう。第一に、成立過程論に研究が集中したこと、第二に、軍団制・兵士制に對象が限定されたこと、である。前者の傾向は、大化前代国制と律令制との継承関係、律令制成立過程を説明するという問題意識に立つものであり、その範囲では重要な貢献をしたが、本稿が主題とする軍制史的視角は明確には意識されていなかった。後者の傾向は、軍制を階級関係の表現または階級抑圧の手段ととらえることが、軍制研究の第一義的課題または前提である

とみる視角に影響されている。⁽⁶⁾かかる研究から兵士制・軍団

制について多くの知見と論点が提示され、実態解明が進んだこともたしかである。⁽⁷⁾だが反面、軍団兵士制を軍防令・職員令兵部省関係諸条に制度化された律令軍制全体（軍事行政・戦時編成）との連関から切り離し、令条の諸規定を空文とみたり便宜的解釈をしてあやしまない研究傾向を生み、軍団兵士制（を含む律令軍制）の個別細則の制度的意味連関（たとえば軍団・軍毅・兵士の任務、訓練、隊伍編成など）を正しく理解することを妨げてきた。⁽⁸⁾その結果、律令軍制は常備軍か臨時編成軍か、律令軍制の本質的役割は階級抑圧か対外戦争か、徴兵基準は正丁の $\frac{1}{3}$ か $\frac{1}{4}$ か一戸一兵士か、兵士国内上番の目的は国内治安対策か訓練か、軍団は軍隊か行政機構か、軍毅は軍隊指揮官か行政官か、訓練主体は国司か軍毅か、軍事権は国司か郡司か軍毅か、等々の問題が繰り返し論議されつづけているのである。もとよりこれら対蹠的論点は必ずしも二者択一的ではなく（たとえば軍政と軍令、平時編成と戦時編成という軍制（研究）の基本概念を導入するだけで解決する論点も少くない）、またいずれかを主張することでもかたづくわけでもない。問題は、軍制史独自の視角と方法を明確にし、律令軍制の全体構造のなかに個々の論点を正しく位置づけ、個別細則の具体的意味内容と相互連関を解明していくことである。

以下、頭書した視角⁽¹⁰⁾に立って、主として軍防令・職員令兵部省関係諸条を中心に、軍事行政・平時編成・共通教練・軍事動員・戦時編成の順序で検討を加え、日本律令軍制の基本

構造について私見を述べようと思う。

紙数の都合上、史料典拠は本文中に割り書きし、とくに「日本書紀」以下六国史については、年月日のみ明示し、いちいち典拠は記さない。また軍防令諸条は（軍一）の如く、略号を用いてあらわすことにする。

一 兵部省と国司—軍事行政—

(一) 文書行政としての軍事行政

中央集権的官僚制軍隊において、戦争に備えて平時から軍事を整備・維持・管理する軍事行政⁽¹⁾軍政と、戦時の軍編成・作戦指揮に関する軍令は明確に区別されているのが一般的であるが、日本律令軍制も例外ではない。

軍事行政は、太政官管轄下の八省の一つ兵部省とその被管五官司が担当した。具体的に兵部省軍事行政の内容をみると、(一)武官人事、(二)兵士歴名簿の管理、(三)軍事手段・施設（兵器・牧・兵馬・公私馬牛・公私舟楫舟具・城隍・烽火・郵駅）の管理、(四)造兵司の兵器生産、(五)鼓吹戸教習、(六)諸国朝集使の提出する軍事行政関係公文の受理・審査・集積、(七)軍事動員における兵力量・諸国割当量の算出・答申、など広汎な内容にわたる（職員令兵部⁽²⁾）。かかる中央における全国的軍事行政は、国司の職掌の一部に「兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽火、城牧、過所、公私馬牛」^(大國案)が含まれていることから明ら

かなように、地方諸国の日常的行政に全面的に依存していた。このことをさらに具体的にみると、「凡兵士以上、皆造二歴名簿二通一、……一通留レ国、一通毎レ年附二朝集使一送二兵部二」（軍四）、「其国都器仗、毎レ年録レ帳、附二朝集使一、申二兵部一、勘校訖、二月卅日以前録進」（軍四二）、「城隍等以レ帳知耳」（職員令兵部省）（条集解六説）、「凡官私馬牛帳、毎年附二朝集使一、送二太政官二」（既教令官七）、「凡官私船、毎レ年具頭二色目、勝受斛斗、破除、見在、任不、附二朝集使一申レ省」（私船令官）などと令条等に規定され、「政事要略」（卷五）は「朝集公文」の一部として「国器仗帳、公私船帳、郡司器仗帳、駅馬帳、駅家帳、百姓牛馬帳」をあげる。このように、諸国に存在する兵士・兵器・公私馬牛・公私船は、国司による毎年の調査、一定の範式にもとづく帳簿作成、国司が派遣する朝集使による太政官への提出を通して、全国的規模で調査された軍事力データとして兵部省に集積されることになっていたのである。これが、たんなる机上のプランでなく、現実に実行されていたことは、「出雲国計会帳」¹²解部に、出雲国から弁官に提出した「解文」四一条のうち、天平五年十月二十一日に進上された「公文」二六卷四紙の内容が「考文一卷、考状一卷、兵士簿目錄一卷、兵士歴名簿四卷、点替簿四卷、儲士歴名簿一卷、烽守帳一卷、道守帳一卷、駅馬帳一卷、駅家鋪設帳一卷、伝馬帳一卷、種馬帳一卷、繫飼馬帳一卷、百姓牛馬帳一卷、兵馬帳一卷、官器仗帳一卷、百姓器仗帳一卷、津守帳一卷、公私船（帳）」¹³（以下、）とあることから疑いない。また後欠ながら、十月下

旬に進上しているところから朝集使関係の雑公文であること、内容からこの公文のまともよりは兵部省に提出するために準備された雑公文であることがわかるのである。

かかる兵部省の帳簿による全国軍事力データの集中管理の目的は、「差発兵士、謂、差遣衛士防人一及征討也」¹⁴「謂、用三之征伐、曰三兵器一」（職員令兵馬司）、「知三私馬牛一者、為二征行之日差発一故」（条集解兵部）、「軍旅之役、吹角為レ本、征戦之備、鉦鼓為レ先」（職員令鼓吹司条集解所引）などの文言から、窮極的には、「征討」「征行」（対外戦争）のときに「差発」することだった。公私船の把握目的については明証を欠くが、大規模渡海作戦（朝鮮半島への侵攻）の可能性を想定して構想されていることはまちがいない。

以上、兵部省の軍事行政が国司の日常行政に全面的に依存する全国軍事力データの集中管理であり、具体的には諸国司から朝集使を通して進上された雑公文の審査・集積という文書行政として行われたこと、その目的が、対外戦争における動員に備えたものであることを明らかにした。

（二） 徴兵事務

国司の軍事行政の根幹は、兵士歴名簿作成の前提作業である、徴兵事務（兵士簡点）である。

兵士役は、公民にのみ賦課され、有位者（官人）と賤民は兵士役から排除されていた（軍36）。また平時の兵士役の基本は、雑徭六〇日に相当する「国内上番」六〇日であり、兵士

役は、公民の律令国家に対する徭役労働の特殊な形態とみることが出来る。それゆえ兵士は徭役（雑徭と庸）を免除されている（賦役令書）。かかる兵士は、正丁（二二歳〜六〇歳の公民男子）から「同戸之内、每三三丁一取二二丁」という基準で簡点される（軍3）。「每三三人一取二二丁」が三人に一人か四人に一人か解釈はわかれるが、むしろ「同戸之内」の文言に力点をおいて、公戸一戸一兵士を原則としつつ、公戸間の負担不均等の調整基準として「每三三人一取二二丁」の規定を設定したと考えたい。もっとも、一国全体の兵士総数は戸数・正丁数によってだけでなく、基準兵力 2000 とする軍団があったん創設されると国内軍団数によっても規制されることになる。時期は下るが、「筑前国四千人 団四」（類三、弘七四）参照。

さて、実際の兵士簡点作業は、毎年作成される計帳を資料に行われる（軍36）。すなわち、兵士簡点は、計帳作成という律令制的支配の根幹をなす国司の民政事務に全面的に依存していたのである。「因幡国戸籍」（正倉院）と称される計帳様文書にみえる、(イ)「弟海部得安、年廿七、正丁、兵士」、(ロ)「男伊福部有床、年卅二、正丁、新兵士」、(ハ)「男神戸赤麻呂、年廿七、正丁、兵士解」の兵士記載を含む三筆を手掛りに、兵士簡点の具体的プロセスを復元すれば次の如くであろう。まず郡は、前年度段階の兵士をそのままひきうつして新年度計帳を作成、国衙に提出する。(イ)(ロ)の兵士記載が、氏名・年齢・年齢区分と同筆であるのはそのためである。国

衙は兵士簡点のさい、年齢・疾病・死亡・出身などの理由により、除隊（「出軍」）させる者については、新年度計帳の兵士記載の下に「解」（とく）と追筆し（ハ）、その欠を補充するための新規「入軍」者は、年齢区分（正丁）の下に「新兵士」と追筆する（ロ）。この作業を「点替」という。前記した出雲国計帳にみえる朝集公文のうち「点替簿四卷」はこれに関わる帳簿であろう。「点替」の対象とならない兵士は郡段階で計帳が作成されたときひきうつされた前年度兵士記載のままである（イ）。この「点替」作業によって新年度兵士が確定すると、計帳から新年度兵士を抽出して一国全体の兵士歴名簿を作成し、「解」（とく）記載の「出軍」者と「新兵士」記載の「入軍」者を抽出して「点替簿」を作成する（一国全体の兵士の異動状況の把握のため）。この一国全体の兵士歴名簿と点替簿をもとに、国衙は新規「入軍」者の配属軍団・所属「隊伍」を決め、軍団別の兵士歴名簿・点替簿を作成し、各軍団に交付する。管内に三軍団を有する出雲国が「兵士歴名簿四卷」「点替簿四卷」を進上しているのは、一国全体の帳簿と軍団別帳簿を作成していることを示すであろう。なお、兵士歴名簿は、最低限「其国其団、正姓名之部、伍其郡、人之類」（軍31）がわかるような記載形式であったと思う。そして「出軍」者には「出軍」通知、「入軍」者には配属軍団・所属「隊伍」通知が、郡一郷を通して下達されたであろう。

以上、因幡国計帳の「新兵士」「解」（とく）という別筆記載から、律令軍制の大前提である兵士簡点・歴名簿作成の手

統について推定した。その作業は、国衙の一般行政の根幹である計帳作成事務に依存・便乗することよってのみ可能であったのである。

(三) 兵士装備の調達

兵士装備の調達・配給も、国衙の行財政の一部として行われた。兵士装備は、隊単位・火単位・個人の三段階で、指定された器種を「自備」するという規定があり（軍7）、兵士には装備の自己調達義務があったかみえる。だが一方で兵器は公定された統一規格（様）にもとづいて造兵司および国衙で生産するという規定もある（（官制令官制軍器条、職員令兵部省条集解穴説））。「自備」（義解は「私備」という）と「様」にもとづく規格品生産はどう関係するのか。

霊亀元年（725）までには西海道を除く六道諸国で「様」にもとづく「年料器仗」生産が開始されている（（五、十））。「年料器仗」は、たとえば伊勢国で「甲六領、横刀廿口、弓六十張、征箭六十具、胡篋六十具」（（延喜兵部式））の如く、器種は兵士個人装備でありながら年間生産量はきわめて少量であり、また器種間生産量に較差を設けているのが特徴である。これは各器種間の耐久性・消耗率を考慮してのことであろう。また国司には、三年に一度、兵士使役・「官物」支出による「貯蔵器仗」修理義務があった（（官制令貯蔵器仗条））。これらをあわせ考えれば「年料器仗」制とは、廃棄分または破損分の補充を目的とする計画生産であったとみてよい。天平期の諸国正税帳をみると、「造

器仗」料稱、「年料修理器仗」料稱が国衙年間用度として計上されているが（（文治二））、天平九年（737）但馬国正税帳によれば修理用度だけで雑用稲総額の約四％であった（（一四））。

ところで兵士が入軍時に「自備」した装備は、「雖三兵士所出、納レ庫之後可三官物」（（政事要略））の如く、「官物」とされ軍団兵庫に収蔵されて国司軍毅の厳重な管理下に置かれた。「官器仗」とは、兵庫に貯蔵された兵士装備を含む概念とみてよい。破損兵器を国司が補充・修理し、さらに交替時の虚帳・無実の摘発に前司が填償責任を負うのはそのためである（（同））。ここで注目したいのは、兵士が過失により自己装備を破損した場合、兵器そのもので弁償させるのではなく、代価を支払わせるという規定である（（軍41・42））。代価徴収は、それを料物として国衙が製作することを示唆しており、そのことは、朽損分補充を目的とする「年料器仗」生産枠を越えた武器生産が行われたことを示すものである。このことから類推すれば、兵士装備の「自備」とは、決して入軍時に自己調達した思い通りの武器で装備するというのではなく、入軍時に代価を徴収され、国衙が統一規格（様）にもとづいて製作した規格化された装備の配給をうけ、軍団兵庫に収納しておくことだったと思われる。そして平時の勤務、戦時の動員にあたって、兵士は軍団兵庫から出給された装備を身につけ出勤するのである。

以上、国衙による平時の兵器生産・配給・管理体制について検討してみた。国司は毎年兵器の数量・状態を調査・点検

して「官器仗帳」「百姓器仗帳」を作成し、太政官に提出する行政上の義務を有するとともに、新規入軍者分および破損分の装備を「様」にもとづいて製作・補充する義務を有していた。新規入軍者分と兵士過失破損分は兵士から徴した代価を料物とし、自然朽損分補充・修理のためには「年料器仗」料・「年料修理」料として計上された正税を料物とし、主として兵士労働力によって製作・修理したのである。国司が制度化された行政行為の一部として、規格によって統一された各種兵器を生産・補充・修理・配給・管理する以上の如き方式は、律令軍制の建設・維持が一般行政に依存していることを端的に示すとともに、均質な内部編成の軍事を創設・維持するための不可欠の物質的条件である。⁽¹⁵⁾

本節では、平時の全国軍事力の整備・維持・管理が、太政官―兵部省―国司の行政機構によって、制度化された行政作用の一部として行われたこと、とくに兵部省による全国軍事力データ（兵士・兵器・馬牛・船など）の集中管理は、国司の行政に全面的に依存していたことをみた。かかる兵部省―国司による平時の軍事行政が、対外戦争を国家によって計画された特殊な外交政策として遂行しうる前提だったのである。

二 軍団と教習―平時編成と共通教練―

(一) 平時編成・軍団・軍毅

第1表 軍団の平時編成

各級指揮官	統率兵士数／(人)	統率隊数／(個)	指揮官数／(人)
軍 毅	1,000	20	(正) 1, (副) 1
校尉 (二百長)	200	2	5
旅帥 (百長)	100	4	10
隊正 (五十長)	50	1	20

戦術単位であったことを示す。一方、隊の内部は、一〇人単位の火と五人単位の伍に分割されるが、前者は二個の伍よりなる旅次行軍⁽¹⁸⁾・野営の単位であり（テント・炊事用具・工具を共有）、後者は戦時の基本隊形（「陣列之法」）における隊の内

簡点された兵士は、軍防令に制定された画一的基準によって設置された軍団に配属される。軍団は基準兵力量 2000 人の兵団であり、一戸一兵士が原則ならば、ほぼ 20 里（二〜四郡）ごとに一個設置されたことになる。⁽¹⁷⁾ 軍団内部も、軍防令に制定された画一的方式によって編成・区分される。兵士 2000 人は、 50 人を単位とする隊に区分され、隊を基本単位としてより上位の単位を組成する積み上げ方式によって、第1表の如き平時編成（兵士の算術的区分）がなされ、各級単位はそれぞれの指揮官によって統制・指揮される（^(軍1、職員)）。なお隊は、騎兵隊と歩兵隊に区分され、兵士のうち「家富堪^(令軍団条)」養「便三弓馬一者」が騎兵隊に編入され、他は歩兵隊に編入される。一隊のなかに両兵種を混淆させてはならない（^(軍1、職員)）。このことは、歩兵と騎兵の基

部単位（一つの楯を共有）である（軍7・32）。軍団内部の編成（区分）、個別兵士の各級単位集団への所属関係は、国衙が作成する兵士歴名簿に明確に記載された。なお、隊一伍一兵士が、民政組織の里一保一戸と密着して構想されたことは認められるが、同里（同保）出身兵士がそのまま同隊（同伍）を構成するのではなく、兵士歴名簿作成の段階で同一里・保出身兵士で構成されることをあえて避けるように隊伍編成がなされたらしい。²⁰

軍団はまた、国司の行政的統制・監督をうけながら、右の如き内部編成の兵士集団を統制・運用する、一個の行政機関でもあった。軍団が国司の行政的統制をうける国の下位機関であることは、国司が軍毅の詮擬権・考課権をもつこと（延喜式、考課令、兵部考部司案）、兵士制の運用が国司の指示によって行われること（軍14）に端的に示されている。行政機関としての軍団は、軍毅・主帳（書記官）らの官人と一定の施設を含む官衙によって構成されていた。²¹ 軍団施設として、庁舎・兵庫・兵舎・練兵場があったと思われる。軍毅・主帳らは庁舎に直して、軍団施設の日常的管理、上番中の兵士の生活管理を行い、国衙からの指示の施行、国衙への報告、兵士の召集、諸帳簿の作成、囚人・軍物・京進物の送送などの行政事務を、保管している兵士歴名簿を原簿とし、軍団印を押捺しながら施行していたと推定される。軍団兵庫には、個別兵士・火・隊各単位の装備、鼓・大角・少角の指揮具、軍団旗、弩など大型兵器を収納しており、教練においては個人装備だけ、戦時動員の

さいには収納装備のすべてを出給することになっていた（軍6・7・39）。兵舎は、明証はないが、教練のために上番中の兵士集団の合宿用として不可欠の施設である。平時の教練の中心は、後述の如く隊単位の「陣法」にもとづく整列・行進であるが、そのためには整地された練兵場が不可欠である。「団原」「段原」などの地名が軍団跡地に比定されているが、そのとおりだとすれば、軍団はかなりの広さの練兵場をもっていたことになる。

以上みたように、律令軍制の平時編成の単位であるとともに、所属兵士を管理・運用する行政機関でもある軍団の指揮官が軍毅である。軍毅（大毅・少毅）の基本任務は、職員令軍団条が規定するとおり、(一)平時・戦時の軍団兵士の監督・統制（檢校兵士）、(二)兵士装備の配給（充備戎具）、(三)戦技教練（調習弓馬）、(四)平時の「陣列」（基本隊形）教練と戦時の「陣列」統制（簡閱陣列）「軍行之陣列」「陣法共知耳」であり、「正税帳」などにみえる防人・囚人・文書の送送などの雑務は副次的任務にすぎない。²⁴ 軍毅は「部内散位勳位及庶人武芸可レ称者」から任用される規定になっており（軍13）、国司詮擬・官位非相当・終身などの点でも都司の任用規定とほぼ同じであり、実例からみても都司クラスの在地首長が任用されたようである。²⁵ このことは、軍毅と兵士の指揮関係が、たんに軍防令という制度によって上から一方的に設定された関係ではなく、郡司と公民の支配関係と同様に、在地首長の領域内人民に対する伝統的・人格的支配関係、在地首長の徭役

労働差発権に現実的基礎を有していたことを示している。⁽²⁶⁾ 軍団兵士の規律違反に対する軍毅の答罪専決権は、その端的な表現である(獄令部⁽²⁷⁾)。たしかに軍団の兵力量・内部編成の全国画一性は、軍防令の規定にもとづき太政官―兵部省―国司の行政権力によって上から設定しなければ形成されえない。だがそれを下から支え現実の運用を可能にしたのは、軍毅―兵士として表現される在地首長と領域内人民の支配・隷属関係だったのである。

(二) 共通教練

兵士は、教練によって一個の戦闘力に転化する。

兵士の平時における基本的任務は「国内上番」(軍14)であるが、それは「番上之役、兵士六十日、調庸半輸、以旬相替、無妨家業」(類三、弘仁六)、⁽²⁸⁾「勅、諸国兵士、団別分爲二十番、毎番十日、教習武芸、必使齐整、令条以外、不レ得雜使」(六、三条)などに見る如く、軍団別に一〇番に編成され(一〇〇人の軍団で全員歩兵隊と仮定した場合、旅師率いる二隊(〇〇人ずつ)一〇番)、番ごとに一〇日ずつ交替で六〇日間(したがって各番一〇日ずつ六回)、軍団に上番して軍毅から訓練をうけることであつた。このように「兵士は比較的短期間ずつ一年を通して上番し」⁽²⁹⁾繰り返して反復して教練をうけていたのであり、その目的は、農民兵士の「家業」維持の限度内で、基本戦技と進退動靜の基本動作に習熟させ、実戦にたえうる戦闘力に鍛え上げていくことだつた。したがって、

上番中の兵士をできるかぎり教練に専念させ、他の目的に使用することを制限するよう立法化されている。「令条以外、不レ得雜使」はその規定である。⁽²⁸⁾ 慶雲元年六月三日勅は、軍団での兵士教練を中心とする国内上番規則を定式化した「格」にほかならない。

ところで、兵士教練の主体が国司だとする見解があるようである。⁽²⁹⁾ 「番上兵士集三国府一日、国司次官已上、 教習

 止節度、兼擊刺弄槍、発レ弩、抛レ石」(類三、天平御宝五)、⁽³⁰⁾「諸国試兵之法」(天平宝字八)、⁽³¹⁾「国司簡試上番兵士」(部省式)、⁽³²⁾「国司依レ格、毎レ番教習」(類三、弘仁四)などがその論拠のようである。たしかにこれらの史料は、国司が国府で上番兵士

を「簡試」「教習」する制度が存在したことを示している。だがそれは、軍団で定期的教練をうけ一定水準の習熟度に達した番上兵士を、さらに国府に集め、国司が習熟度を實際に

査定(簡試)する制度であつたと思われ、能射人への給祿(射田地子で交易した軽貨を給与)・兵部省への報告というメリットシステムも用意されていた(部省式)。⁽³⁰⁾ この「国司簡試上番兵士」制度が、二〇人を一番とし五日間交替であり、慶雲元年格が定式化した国内上番の二〇人一番一〇日交替制と異なるのは当然なのである。すなわち、国司による上番兵士簡試制は、かえつて軍団での軍毅による兵士交替訓練制を前提としてのみ存在したのである。そして、軍団教練↓国司簡

試の関係も、国司の軍団兵士制への行政的関与・統制の一面であり、その意味でなら国司が兵士教練の責任主体(實際に

教練するのではない」といつてさしつかえない。軍団での教練、国府での簡試という関係は、「令_下於_二当府_一、教_三習_二弓馬_一、用_レ刀_、弄_レ槍、及_レ発_レ弩、抛_レ石、至_二午時_一各放還、仍本府試_レ練、知_二其進不_二」（軍団令）と規定される衛士の場合の「教習」と「試練」との関係と同じであり、さらに、防人の「宜_下差_二西海道七国兵士合一千人_一宛_二防人司_一、依_レ式鎮戍_上、其集_レ府之日、便_レ習_二五教_一、事具_二別式_一」（天平宝来、王）も同様であった。以上によって、兵士教練が軍団練兵場で行われ、教練指揮官は軍防令の規定どおりあくまで軍毅であったことが確認できたと思う。

次に教練の具体的内容についてみてみよう。右に引用した「其集_レ府之日、便_レ習_二五教_一、事具_二別式_一」の文言で注目されるのは、「五教」と称される教練規則が「別式」として具体的に規定されていることである。このことを軍団兵士制に一般化すれば、軍団兵士の教練・簡試は、全国統一的に制定された練兵操典（別式）にもとづいて、画一的に実施されることになっていたことになる。教練の主要な部門は(一)武芸 || 基本戦技、(二)「陣法」 || 基本隊形にもとづく基本戦術、(三)精神教育、であったと思われる、それぞれ「式」によって教練の内容・方法は規則化されていたと思われる。

(一)武芸 || 基本戦技。軍毅の職掌に「調習弓馬」（職員令）があり、前引慶雲元年格は兵士上番の目的を「教_二習武芸_一」とする。一方、天平勝宝五年格は、国司簡試の内容として「撃劍弄槍、発弩、抛石」をあげるが、それは衛士の「教習」「試

練」の内容、「弓馬、用_レ刀、弄_レ劍、及_レ発_レ弩、抛_レ石」（軍団令）にほぼ一致する。軍団兵士・衛士に共通する武芸教習・試練規則の存在を想定させる。すなわち軍毅は、「教習武芸式」とでもいふべき「式」にのっとり、上番兵士に射芸・撃劍・弄槍・発弩・抛石などの基本戦技を教練したのである。

(二)「陣法」 || 基本隊形と基本戦術。律令軍制の基本戦術は、戦時編成された「軍」が、將軍の号令どおりに整然と隊列を組んで行進・戦闘する歩兵集団戦であった。したがって、そのために平時から個別兵士を教練して、基本隊形を崩さず、將軍の号令どおりに進退動静する戦術単位を形成しておくかなければならない。律令軍制では、この教練を「陣法」教習といい、「陣法」教習と「武芸」教習が結合してはじめて、軍団兵士は実戦において戦闘力としての威力を発揮するのである。軍団軍毅の職掌の一つに「簡閱陣列」があり、また戦時動員（征行）に備えての実戦的教練を指示した「教_下坂東九国軍三万人教_二習騎射_一、試_中練_軍陣_上」（神皇元元）、「悉_二赴_二弓馬_一、兼_レ調_二習_二五行之陣_一」（天平宝来、五）などの例が示すように、軍団兵士の教練の基本が「陣法」教習であったことはまちがいないところである。³³⁾

「陣法」教習の第一歩は、個別兵士を整列させて基本隊形を組成することから出発する。律令軍制の戦時編成は、軍防令行軍叙勲条義解に「陣列之法、一隊十楯、五楯列_レ前、五楯列_レ後、楯別配_二兵五人_一、即以_二三前列廿五人_一為_二先鋒_一、後列廿五人為_二次鋒_一之類、凡_レ未_レ戰之前、預定_二先次鋒_一」

とある如く、一隊一〇楯、先鋒_二前列五楯_一五人、次鋒_二後列五楯_一五人という基本隊形（陣列之法_二陣法_一）を形成した戦術単位一隊五〇人を基礎に組成されており、それは戦闘開始前にあらかじめ定められ、戦闘終結まで一定不変の単位であった。この「陣列之法」は、平時編成の基本単位である隊（五〇人）―伍（五人）に対応しており、平時編成の算術的区分である隊伍が、そのまま戦時編成の基本単位の「陣列之法」に移行することを示している。したがって軍団での兵士教練は隊単位に行われることになり、慶雲元年格が軍団兵士の結番規則を団別一〇番_二一番二隊_一二〇人（ただし全兵士が歩兵と想定した場合）と定めているのはそのためである。

つづく第二段階では、個々の兵士が、鼓吹の節数と撃様_{（うちさま）}で表現される將軍の号令を正確に聞き取り、「陣列之法」を崩さずに進退動靜しうる基本動作を教練する。「太政官奏、授刀寮及五衛府、別設_二鉦鼓各一面_一、便作_二將軍之号令_一、以為_二兵士之耳目_一、節_二進退動靜_一、奏可_レ之_{（義老五、十二、二十九条）}、陸奥鎮守兵及三関兵士、簡_二定三等_一、具錄_下進退如_レ法、臨_レ敵振_レ威、向_レ冒_二三万死_一、不_レ顧_二三生_一之状、上_レ……便差_二專使_一、上奏_{（天平元、八、五五条）}、「鼓吹司解_レ備、軍旅之設、吹角為_レ本、征戰之備、鉦鼓為_レ先、今有吹角長上三人、曾无_二鉦鼓之師_一、主_二於威儀_一之日、有_レ失_二進退之節_一、望_レ請、鉦鼓長上、教_二三習生徒_一」（職令鼓吹司条所引延、曆十九、十、七百符）が、「兵士之耳目」となって「進退動靜」を秩序づける律令軍制の基本戦術をよく示している。

かかる兵士の「進退動靜」教練は、その前提として鼓吹兵士の教習が先行しなければならぬ。また、戦時の將軍の号令は、將校団直属の鼓吹司鼓吹戸人の発する鼓吹の節数・撃様が各軍団に伝達され、軍団はそれをうけて所属鼓吹兵に鼓吹を発声させ内部の各「陣列」に伝達するのであるから、中央鼓吹司による鼓吹戸人の教習と、「凡軍団、各置_二鼓二面、大角二口、少角四口_一、通_二用兵士_一、分番教習」（軍39）という各軍団が行う鼓吹兵士の分番教習とは、共通規則によって行われなければならない。この中央鼓吹司―地方各軍団の鼓吹兵の教練の共通規則となり、同時に、律令軍制の基本戦術の音声的表現でもあるのが、「鼓吹司陣法式」にほかならない。律令軍団制廃止から半世紀以上を経た貞観十二年（八七〇）八月十日、おそらく新羅海賊に対する警固のためと思われるが、隱岐国司の申請により太政官は「鼓吹司陣法式、一通」を書写して頒下している。このことは、本来、律令軍制のもとでは、中央（兵部省）で制定された「鼓吹司陣法式」が共通の練兵_{（マキ）}操典として全国の軍団に頒布され、「陣法式」にもとづいて鼓吹兵教習と上番兵士に対する「陣法」教習が行われていたのではないかという推定に導く。律令軍制形成期の天武十年（六八三）三月、天武天皇臨席のもとはじめに鼓吹調習が行われ（三、二十）、二年後の十二年、全国に詔して「陣法」を習わせているのも（四十一）、中央での「陣法式」制定し全国への頒布・教練という関係を裏書きするものと思われる。

ところでこの全国統一的に制定された「陣法」教習のため

の操典たる「鼓吹司陣法式」はいったいいかなるものだったのだろうか。これが明らかになれば、律令軍制の基本戦術、軍団兵士の「陣法」教習の実像が明確になる。ここで注目したいのが、「貞観儀式」^{〔九〕}「三月一日鼓吹司試生等儀」^{〔三三〕}（以下「儀」）である。この三月一日鼓吹試練は、職員令集解伴説にも「兵部式吹部等、起三十月一日、尽二月卅日、合五箇月間、教三習、鼓角一、以三三、月一日、一試三習、才業一、即婦三本郷二」とあり、また前記の如くすでに天武十年三月二十五日に天皇臨席下で鼓吹調習が行われており、その起源は天武朝にまで溯れるほどであるから、大宝律令施行当時から行われた行事と考えてさしつかえないだろう。そして鼓吹試練の目的も兵士簡試と同様、教習の習熟度を試験することであり、したがって鼓吹試練の内容は、鼓吹教習の内容に基本的に一致していなければならない。つまり「貞観儀式」「儀」は「鼓吹司陣法式」と密接に対応し、その内容のほとんどすべてを含んでいるとみてまちがいない。「儀」の一写本と思われる旧彰考館本（焼失）が「貞観儀式鼓吹司陣法式」の表題を有するのはそのためである。以上によって、「儀」の詳細な記述が、律令軍制の基本隊形・基本戦術の音声的表現である「鼓吹司陣法式」に基本的に一致することが明らかになったと思う。

そこで、「儀」を手掛りに「陣法式」にもとづく教練の実態と内容にせまってみよう。まず教練開始前に教練を行う場を設営する。戦場と本営（「儀」は「塞陣」とする）に擬した

区域を設定し、その内部を、鼓吹・將軍・兵士陣列の列立・進路にあわせて柝目状に区画し、停止・方向変換地点に標識を立てる。「儀」では鼓吹司前庭が教練場になるが、軍団では前述した軍団練兵場で教習、国府で試練ということになる。次に「儀」では試練をうける鼓吹生は「將軍隊」（將軍と付属鼓吹兵）と「楯領隊」（軍毅率る兵士陣列と付属鼓吹兵）に擬され、それぞれ鼓吹・軍旗・楯が配当され、定位置につく。次に、弁・史・兵部省官人らの審査官を前に、試練がはじまる。試練は吹部の一人が進行役となり、肉声で号令を発し、号令内容の解説を行う。それをうけて將軍隊・楯領隊に擬された鼓吹生が号令に対応する節数・撃様で鼓吹を演奏し、旗手・楯領とともに進退動静する。第2表は、その号令項目、肉声による号令、号令に対する鼓吹の節数・撃様、それに対応する兵士の陣列の進退動静を、試練の順序にそって表示したものである。行軍の全行程―時報・起床・着装・集合・進軍・布陣・戦闘開始・戦闘停止・戦場退去・戦闘終結・帰陣・解軍―における兵士陣列の進退動静の秩序が、將軍の号令を鼓吹の節数・撃様（||音声）に変換することで表現されるのである。

さて、「儀」は鼓吹生の試練だから兵士陣列は実際にはつかない。この試練と同じ形式によって、国府で兵士陣列を実際に動かして行えば、国司による国内兵士の「陣法」試練になる。そして、試練は、教練の全教程を一度に実演させるのであるが、軍団での定期教練（国内上番）では、「陣法」の全

教程をいくつにも分割し、各教程ごとに繰り返し反復教練するのである。軍団でも、まず鼓吹兵士に「陣法」の全教程を修得させ、ついで個別兵士に鼓吹の節数・撃様とそれに対応する基本動作を覚えさせ、そのあと一隊五〇人を「陣列之法」どおりに列立させ鼓吹にあわせて進退動静させる。国内上番兵士は、軍団で軍毅―隊正の指揮官から、年間六〇日―〇日間ずつ繰り返しこのような教練をうけ、「陣法」の全教程を修得するのである。その結果を、年一度まわってくる「国司簡試上番兵士」において、国司の前で実演し査定をうけるのである。

こうして、全国統一的に制定された練兵操典（「陣法式」・「教習武芸式」）にもとづく共通教練をうけることによつて、諸国軍団は均質な内部構造（軍毅―校尉―旅帥―隊正―「陣列之法」―兵士）と画一的行動規範をもつ訓練された戦闘力になるのである。このようにしてはじめて、全国各地から集められ一堂に会した諸国軍団兵士を、「軍所」において一個の「軍」に組成し、將軍の号令どおりに動かすことができるのである。逆に教練が徹底していない「軍」がいかにさまざまな醜態をさらすかは、軍団兵士制停廢後一世紀近くたった元慶二年（八七六）出羽俘囚の乱に、ほとんど教練をうけることなく急遽投入された上野下野両国臨時急造軍の「会合参差、整頓有レ妨、或臨レ陣難レ列、或聴レ鼓易レ迷」（元慶三、三二条）という混乱ぶりがよく示している。

〔三〕精神教育。「万葉集」には、「今日よりは顧みなくて大君

の醜の御楯に出で立つわれは」（四三七三）のような、気負い立った「皇軍」意識を強調する絞切り型の防人歌がいくつかに収録されている。これらには、父母や妻子との別離の悲しみや不安を切々と歌う他の一群の防人歌にみえる素朴な人間感情はおしころされている。上からの意識的な「皇軍」教育、「蕃国・夷狄」観教育の産物にほかなるまい。国司の兵士試験における審査基準の一つに「臨レ敵振レ威、向冒三万死一、不レ顧二生一」（八、五条）という項目があったらしいが、このことは、軍団での定期教練中に、上番兵士に対して兵士としての一般的敢闘精神とともに、定型化された「皇軍」意識教育・「蕃国・夷狄」観教育が教練の一部として行われていたことを物語っているといえよう。律令天皇制・「蕃国・夷狄」観（新羅敵視・蝦夷蔑視）を公民に教化する機会是他にもいろいろあったであろうが、軍団での定期教練、国司による試験は、そのもっとも組織的・効果的な場であったと想像される。

〔四〕騎兵教練。以上、歩兵隊を念頭において軍団での定期教練について論じてきたが、最後に歩兵隊からは独立した兵種である騎兵隊の特殊性について指摘しておかなければならない。騎兵隊には兵士に簡点された者のうち「便三弓馬一者」（軍二）が編入されるが、この「便三弓馬一者」は、既枚令が規定する、騎乗用軍馬の飼育と「郷里側近十里内」での「調習」の義務を有するかわりに、「国内上番」（年間六〇日の定期教練）と「雑駟使」（兵士にかかる守衛・修理などの雑役）を免除される特典をもつ、兵士中の「家富堪レ養者」にあた

第2表 「貞観儀式」 鼓吹司試生儀

号	令	鼓吹の節数と撃様	軍の行動
時	報時(トキ)	(将軍) 鉦三段(1) 撃チ、大角一節吹き、小角一節吹ク、鼓ヲ二十四手(2) ヲ一節トシテ二行(3) 半撃ツ、手数六十(初ノ音ハ細ク、中ハ大キク)、次ニ小角一節吹ク。	全軍起床し、準備態勢をとる。
起	床覚(サメヨ)	(将軍) 大角一節吹ク。	完全武装(太刀・胡録・弓) して待機。
着	装束(ヨソホヘ)	(将軍) 大角一節吹ク。	野営地点に散在していた兵士が将軍本営前に集合、「陣列」どおりに列立。
集	集合(アツマレ)	(将軍) 大角一節吹き、小角一節吹き、鼓ヲ平声(4) ニ九段ヲ一節トシテ三節撃ツ。	将軍の出陣命令。
出	陣今ハ陣場ニ楯領ヲ解キ出デ往ケ	(将軍) 鼓ヲ撃チ上ゲ(5) ニ九段ヲ一節トシテ三節撃チ、道往鼓(6) ニ六段ヲ一節トシテ三節撃ツ。 (楯領) (此ヲ聞キテ) 右ノ鼓ヲ道往鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、四節ニハ左鼓ヲ撃チ加フ(行軍停止まで撃ちつづける)。 (将軍) (出デ往ク楯ヲ見テ) 小角吹ク。小角ノ吹上ゲニ、鼓ノ輪撃チ(7)、皮撃チ(8)、諸鼓撃チ(全軍の鼓が同じく輪撃チで呼応)。小角ノ竟リニハ、答鼓撃チエラク(激しく喧しく撃つ)。	軍旗を先頭に各軍団鼓の「道往鼓」のリズムにあわせて全軍行軍開始↓戦場到着。 将軍行軍開始↓戦場到着。
進	撃今ハ楯領ヲ進ミ行ケ	(将軍) 右鼓ヲ撃チ上ゲニ九段一節トシテ三節撃チ、同鼓ヲ進鼓(9) ニ六段ヲ一節トシテ三節撃ツ。 (楯領) (此ヲ聞テ) 右ノ鼓ヲ進鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、四節ニハ左鼓ヲ撃チ加フ。 (将軍) 左鉦ヲ五段撃ツ。	将軍の進軍命令。
布	陣留(トマレ)	(将軍) 右鼓ヲ領鼓(10) ニ五段ヲ一節トシテ三節撃ツ。 (将軍) (楯領) (此ヲ聞テ) 左右大小角、諸鼓鉦、相撃ツコト三段。	軍旗を先頭に立て、楯をさしあげ、声を発して二切叫び、各軍団鼓の「進鼓」のリズムにあわせて全軍進軍。
戦	闘態勢今ハ戦ヘ	乱声三度(大小角・鼓鉦を一斉に激しく撃ち吹き、大声を発す)。 【扶桑略記】寛平六年九月五日条「善友立楯令調弩、亦令乱声、時凶賊随亦乱声」参考。	全軍予定された地点に布陣し、楯をたてて停止、「陣列」どおりに列立。
戦	闘開始	乱声三度(大小角・鼓鉦を一斉に激しく撃ち吹き、大声を発す)。	戦闘に突入。
戦	闘停止	(将軍) 左鼓ヲ撃下ゲニ九段ヲ一節トシテ三節撃ツ。 (楯領) (此ヲ聞テ) 左鼓ヲ撃下ゲニ九段ヲ一節トシテ一行撃ツ。	全軍戦闘をやめ、「陣列」をくずさず立ち留まる。
戦	闘退去	(将軍) 左鼓ヲ道行鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、四節ニハ右鼓ヲ撃加ヘテ、退キ行ク。 (将軍) 左鉦五段撃ツ。 (楯領) 左鼓ヲ道往鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、四節ニハ右鼓ヲ撃加ヘテ退キ往ク。	将軍、戦闘直前の布陣位置まで退去。 将軍は布陣地点にもどり、いったん来た方向にむかつて立ち留まり、退却する。 全軍、布陣地点にもどり、将軍をみて、来た方向にむかつて楯をたてて留まり、「陣列」どおり列立し、将軍につづいて退却する。
戦	闘終結	(将軍) 大角一節吹き、小角一節吹き、左鼓ヲ撃下ゲ(11) ニ九段ヲ一節トシテ三節撃ツ。 (楯領) (此ヲ聞テ) 左鼓ヲ撃下ゲニ九段ヲ一節トシテ一行撃チ答フ。	全軍行進をやめ列立す。
掃	陣今ハ將軍塞ニ入ラム	(将軍) 小角吹上ゲニ吹き、鼓ノ輪撃チ、皮撃チ、小角ノ竟リニハ、諸鼓答ヘテ撃チラク。 (楯領) 左鼓ヲ道往鼓ニ六段ヲ一節トシテ三節撃チ、四節ニハ右鼓ヲ撃加ヘル。	軍旗を先頭に、将軍以下本営(塞)に入る。
解	軍今ハ將軍馬ヨリ下リム兵ヲ治メ軍ヲ動かスコト止メヨ	(将軍) 大角一節吹ク。 (将軍) 鉦三段撃ツ。 (将軍) 大鼓三段撃ツ。	軍団ごとに軍旗を先頭に、全軍本営に入り、出陣前と同じ陣列で列立する(「陣列如初」)。

(注) (1) 段：打数。(2) 手：段に同じ。(3) 行：節に同じ。

(4) 平声：はじめからおわりまで同じ大きさ・強さ。

(5) 撃チ上ゲ：はじめ小さくしだいに大きく。(6) 道往鼓：旅次行軍用のゆるいテンポ。

(7) 輪撃チ：鼓の輪の部分を押く。(8) 皮撃チ：普通に鼓の皮を押く。

(9) 進鼓：戦闘行軍用のはやいテンポ。(10) 領鼓(ウナガスコ)：かかれの合図。

(11) 撃チ下ゲ：はじめ大きくしだいに小さく。

戦果・損失の報告、叙勲申請のためだろう。

るであろう（牧馬付軍団条）。すなわち同じく兵士といつても、騎兵は、軍馬飼育・調習を委託された富裕兵士であり、しばしば行幸供奉・蕃客迎接に儀仗兵として徵発され復除され（これは苦役というより名誉に近い）、国内上番と雜駟使を免除された、特権的存在だったのである。

かかる騎兵の特殊性は、騎乗用軍馬飼育に要する多額の費用と騎兵戦術と関係する。近代ヨーロッパで定量の馬糧は定糧の歩兵口糧の約一〇倍であったという。また騎兵は馬と一体となつてはじめて自由に疾駆しうるのであり、騎兵は自ら飼育・調習した愛馬を必要とすると思われる。牧から軍団に付された騎乗用軍馬を「家富堪レ養者」に預ける規定はかかる理由によると考へる。また騎兵戦術は、ほとんどいつでも機動力を生命とする個別戦闘であり、「陣法」にもとづく歩兵集団戦を基本戦術として採用する律令軍制の場合では、騎兵は機動力を生かして敵歩兵集団を牽制し、側面から迂回急襲して陣形を攪乱して味方歩兵集団による決戦を有利に展開させ、あるいは後退する敵軍を追撃するなどを任務とする兵種として位置づけられていたと思われる³⁷。かかる機動力を生命とする騎兵戦術は、歩兵隊のような平時の集団的「陣法」教練にはなじまない。個別に周囲の原野で愛馬を調習し「弓馬」の腕をみがげばよいのである（田獵特権を想定してよいと思う）。以上のような、歩兵隊と異なる騎兵隊の特性が、史料上にみえる騎兵を正規の軍団兵士であつたとみるべきか否かという議論を生むの³⁸だ³⁹らう。

だが、史料上騎兵教練の事実はある。しかしそれは次の二つの場合に限られている。一つは、平時に国府に番上して国府から審査をうける「国司簡試」の場合である（延喜式）。一つは、戦時の動員をひかえた実戦的教練の場合である。「教下坂東九国軍三万人一教三習騎射一試中練軍陣上」（神皇元）、「馬射博士」（出雲國）、「悉赴弓馬一、兼調三習五行之陣」（天平宝字十七）などがその例である。

このように、軍団兵士制のなかで騎兵は、制度的統制をうけることがきわめて稀薄な、自己教練の特権を有する「弓馬之士」だったのであり、捕亡令「臨時発兵」規定によって罪人追捕のため国司が差発するのはかかる騎兵の供給源である「家富堪レ養」「弓馬之士」だったにちがいない。軍団兵士制廃止後、健児として差点されたのもこの階層であろう。

三 差発と軍興―軍事動員―

前節までに述べたように、律令軍制は、軍防令・職員令兵部省関係諸条を中心に制度化された軍事行政・平時編成・共通教練によって、平時から建設・維持されていたのであるが、次に考察しなければならぬのは、現実の戦争がいかに決定され、律令軍制が戦争遂行のためにいかに使用されたのか、すなわち律令軍制の現実的使用の動的過程である。

(一) 戦争の決定

戦争は、対外関係の緊張を実力行使によって自国に有利に決着させるための特殊な外交政策である。したがって戦争決定の問題は、軍制の問題ではなく、最高度の政治的選択の問題である。軍制および軍事力は、政治に従属する手段にすぎない。

天平九年(七七)二月十五日、帰国した遣新羅使は「新羅国失三常礼不レ受二使旨」と奏上した。この報に対し、聖武天皇は内裏に「五位已上并六位已下官人惣卅五人」(中央各級官庁の代表か)を緊急召集して意見を求め、二十二日には、これをうけて諸司が「意見表」(諮問をもちかえって各官司内で集議して集約した意見か)を奏している。意見は、「遣レ使問二其由」という慎重論と交渉派と、「発レ兵加二征伐」という積極論と主戦派に分裂していた。

ここでまず注目しなければならないのは、新羅と戦争するか否かを論議する契機となったのが、日本が新羅に設定した(と信じている)朝貢的外交関係を、新羅の側から破棄・変更をせまる意思表示(「失三常礼不レ受二使旨」)だったことである。日本律令国家は、大宝令に「諸蕃」と「夷狄」の上に君臨する小帝国として自己を法制化³⁹⁾し、この関係は唐の認知(七〇)年の遣唐使)と新羅の忍受(七三)年以降天平初年までの表面上円滑な使節交換、双方の国書の形式)により国際的にも一応承認されていた。かかる新羅との朝貢関係を堅持することを外交上の原則とした日本律令国家は、新羅がその関係の破棄・変更を要求すれば、軍事的威嚇から戦争(渡海作戦)までを

含む軍事的手段に訴えてでも阻止しようとするのである。前二節で述べてきた律令軍制の構造(平時の軍事行政と定期教練による巨大軍事力の建設・維持、大規模歩兵集団戦)は、律令軍制が、窮極的には新羅に対する被朝貢国としての地位を維持するための軍事的裏付けとして組織されたことを示している。ここで問題にしている天平九年征新羅論の前後の時期の、律令軍制を手段に実際に推進された天平四年对新羅武装警戒、天平宝字三年(七五)にはじまる藤原仲麻呂による对新羅侵攻計画の外交的課題もそこにあった。律令国家の主要な軍事課題、律令軍制建設の窮極の目的が、本来、对新羅関係にあったことを確認しておきたい。

次に注目したいのは、戦争という手段に訴えるか否かを決定するさい、天皇が広汎な官人層の意見を徴している点である。律令国家の戦争決定・遂行は、広汎な官人層の支持・了解を必要としていたのである。これと関連する例として、開戦ではなく停戦の場合であるが、著名な延暦二十四(八〇)五年天下徳政論争が参考になる。十二月七日桓武天皇は、泥沼化した征夷政策を継続するか中断するかについて、とくに参議藤原緒嗣と同菅野真道を殿上に召して論争させたが、この論争は、同日、「優矜存濟」(「徳政」)を決意した天皇の諮問に対して具体的政策を提示した公卿の「奏議」と密接に関係していると思う。すなわち徳政に関して論議した公卿会議で、「軍事与三造作」政策についてだけは意見が分裂して一致した提案ができず、そこで対立する意見を代表する緒嗣と真

道を殿上に召して論争させ、最終的に天皇の決断という形で
 征討中止を決定したのである。

右の二つの事例から、律令国家の戦争決定は、通常、広汎
 な官人層までを対象に意見を徴し、公卿会議の討議を経て、
 支配層全体の共通課題として論議され、支配層の全体意思を
 かためたうえで、天皇の名において決断を下すという形式を
 とったことが想定される。公式令は、最重要国政事項に關し
 て、議政官（公卿）の合議の結果を天皇に奏上して裁可を求
 めるときに用いられる論奏について規定するが、その手続に
 よって提出される議案の一つとして、「差発兵馬一百匹以上」
 をあげている。これは戦時における大規模動員をも想定して
 いる規定であり、律令国家の戦争決定の本来的形式が、太政
 官公卿会議の發議（支配層の全体意思）を基礎とする天皇の裁
 可というかたちをとったことを示す。律令支配層は、自らの
 拠って立つ律令国家を、「諸蕃」・「夷狄」の上に君臨する「小
 帝国」と認識する点で、共通の国家意識に立脚していたと思
 う。開戦か否かの選択も、戦争が政策として有効か得策か、
 という次元でのみ論議されたにちがいない。前記天平九年征
 新羅論は、おそらく慎重論が大勢を占め具体化されるにはい
 たらず、また天平宝字期に新羅侵攻計画を強力に推進できた
 のは、光明皇太后の權威を背景とする藤原仲麻呂の専制權力
 が太政官を制圧していたからにほかならない。

(二) 動員計画と戦争準備

戦争が決定されると、太政官は「仮令、合_レ發_レ軍者、先
 宣_二兵部_一、々々量_三定其便宜并所能_二而申_一」（職員令兵部）とある
 ように、まず兵部省に対し、直面する戦争に勝利するために
 必要な兵力量（便宜）——それは戦争目的、作戦規模、敵国が投
 入しうる兵力量、地勢などによって決定されるだろう——と動員可
 能兵力量（所能）を計算・報告させ、それを資料に動員兵
 力量を決定する。さらに「此省勸_二録_レ應_レ發_二之国并人数_一申_レ
 官」とあるように、太政官は兵部省に動員対象諸国と国別割
 り当て量を算出・報告させ、諸国に動員令が出されるのであ
 る。かかる計算を兵部省が行いうるのは、第一節で述べたよ
 うに、毎年諸国からの朝集使によって報告される兵士歴名簿
 ・官私器仗帳・公私馬牛帳・公私船帳などの雑公文によつ
 て、全国の軍事力データを国別に掌握しているからである。

しかし、現実の戦争においては、動員に長期の準備期間を
 必要とし、戦争準備の任務をおびた「道」別広域軍事行政官
 （それが節度使の場合、中納言・参議など公卿が兼任する点重要）
 が派遣され、管内諸国の行政・財政機構を全面的に動かして、
 割り当てられた数量の派遣兵士の選抜・実戦的教練、輜重・
 担夫・水手の選抜、兵糧の調達、兵器・船の修理・製作、馬
 牛の徴用、などを行なったのである。

これを具体例によってみよう。天平宝字期の新羅征討計
 画⁽¹²⁾では、三年（七五）六月十八日、政府は大宰府に新羅「征伐」
 のための「行軍式」の立案を命じている。「行軍」とは、戦
 時の軍編成と軍事行動の全体を指す語であり、「行軍式」と

は、直面する新羅遠征にむけての兵力量・軍編成・侵攻計画・補給計画などの作戦全般の立案、すなわち新羅征討作戦計画綱領とでもいうべきものだったと思われる。したがってこの「行軍式」立案指令より以前に、仲麻呂政権は、新羅侵攻を政策として決定していたのである。作成された「行軍式」

にもとづき、六月十九日、三年を期限に、北陸道八九艘、山陰道二五艘、山陽道二六艘、南海道〇五艘、計〇〇艘の建造を命じた（西海道は三月二十四日にすでに〇〇艘の建造を認可）。翌四年正月二十一日、七道諸国に巡察使が派遣されたが、その任務は「校田」とともに「觀・察民俗」であり、戦時体制への転換にともなう民衆の動揺・不安を巡察使の教化活動を通して鎮撫する目的を有していたと推察される。そして五年十一月三日、東海道節度使（東海東山兩道のうち十二ヶ国）、南海道節度使（南海山陽兩道十二ヶ国）、西海道節度使が派遣され、本格的動員準備が開始されるのである。その任務は、船三五五艘（各五、三三、三三）、兵士四七〇〇人（各二五〇、二五〇、二五〇）、水手一七五〇人（各七五〇、〇〇〇、〇〇〇）の総兵力を「検定」し、選抜した派兵要員兵士に実戦的教練を施し、残留兵士を使役して兵器を製造することであった。節度使による侵攻作戦準備は、このときの派兵要員兵士らの免租期間が三年であることから推して、三年計画で実施、八年に準備完了、渡海作戦決行という予定だったのである。ところが準備途上の七年八月十八日「旱」を理由に、まず南海道節度使が停止された。それは節度使が推進してきた戦争準備の停止を意味し、ここ

に仲麻呂が主導してきた新羅侵攻作戦は中断または無期延期を余儀なくされたのであり、仲麻呂の没落によりついに実現されることはなかった。

この幻に終わった新羅侵攻作戦は、日本律令国家の側から侵略戦争をしかけるさいの動員計画と準備過程をもっとも純粹なかたちで示している点で重要である。その特徴の一つは、一個の戦争を実行するために、恐ろしく長い準備期間を必要とするという点である。天平宝字三年六月の「行軍式」作成指令から同八年侵攻開始（予定）までの五年間に、派遣軍兵士の選抜と実戦的教練、兵器・船舶の製造と修理、軍糧（糒・穀・塩）の調達と備蓄、馬牛・人夫・水夫の徴用が、民衆を戒厳令に近い統制状態に窒息させつつ、強力な権限を付与された広域軍事行政官（節度使）指揮下の国衙行政機構によって実行されたのである。このように長期にわたる計画的な行政的戦争準備を必要とする律令軍制は、しばしば誤解されて説かれるような消極的・防衛的軍隊では決してなく、日本律令国家の側から戦争をしかけるときにのみ軍事力としての威力を発揮するすぐれて攻撃的・侵略的軍隊であったといわねばならない。それは、新羅を「蕃国」とし、自己をその上に君臨する「小帝国」として位置づけようとする日本律令国家に相即する「小帝国主義」軍隊だったのである。

次に、延暦期の対蝦夷戦争についてみてみよう。同じ列島内において律令国家が自己の秩序内に包摂しえていない蝦夷は隼人らとともに、律令国家にとって、服属し、教化・慰撫を

通して律令国家の秩序に組織されるべき「夷狄」として位置づけられていた。それは独自の政治秩序（II国家）の形成を容認しない侵略政策にほかならない。律令軍制は、かかる对蝦夷侵略政策に積極的に投入された。しかし、八世紀後半までの对蝦夷軍事動員は「発_一軍入_二賊地_一者、為_下教_三諭_四俘狄_一策_レ城居_上民_レ」、「示_二官軍之威_一從_二此地_一」（天平九、四）の発言が端的に示しているように、直接的侵攻・掃蕩を目的とするものではなく、帰服を促す軍事的示威（軍旗をなびかせ鼓吹の音調にあわせて整然と行進する武装した陣列の示威効果は大きい）、進出地帯の永続的確保のための築城居民・道路建設を主要な目的とするものであった。だが八世紀後半、律令国家の武装進出に対し、軍事的対決をいどむまでに蝦夷の政治的結集は強化され、宝亀十一年（七七〇）三月の伊治皆麻呂の乱を契機に泥沼の対蝦夷戦争がひきおこされるのである。

ここでは、第二次・第三次征夷軍編成の動員計画、補給体制、蝦夷との基本戦術の対比等を中心に考えてみる。延暦五年（七六六）四月十九日、諸国国司に対し、全八ヶ条、うち二ヶ条を遵守すれば五位は進階、六位は「不次」（II五位）の抜擢を約束するという注目すべき綱紀肅正策が下された。「且守且耕軍糧有儲」「辺境清肅城隍修理」を含むこの肅正策は、東国に対しては、具体的には蝦夷征討軍編成のための「軍興」（兵士・兵器・軍糧調達）完遂にむけての警戒体制II「軍国」体制への転換を要求するものである。この「軍国」体制のもとで、同年八月八日、東海・東山両道諸国に「簡閲軍士兼

檢戎具」使が派遣され、征夷戦に投入する兵士の選抜・訓練と、装備の点検・補充などの動員準備作業が開始され、二年後の七年三月二日、陸奥に軍糧_{三〇〇〇〇}斛、東海東山北陸道諸国に糶_{三〇〇〇〇}斛と塩を、来る七月以前に多賀城に運送することを命じ、同三日、来年三月を期し、東海東山坂東諸国歩騎_{三〇〇〇〇}余人を動員し、多賀城に集結せよとの「勅」を下し、期日どおり翌延暦八年三月九日「諸国之軍」は多賀城に会合している。その間二年七ヶ月。また第三次征夷軍の場合、延暦十年正月十八日、前回同様に東海東山両道に「簡閲軍士兼檢戎具」使が派遣され、同十三年正月征夷大將軍大伴弟麻呂に節刀賜与、同年六月副將軍坂上田村麻呂ら進軍。準備期間三年六ヶ月。その間、武器・軍糧備蓄のため、延暦九年閏三月には東海（駿河以東）・東山（信濃以東）両道諸国に三ヶ年を期限に革甲_{三〇〇〇}領、東海（相模以東）・東山（上野以東）両道諸国に軍糧_{四〇〇〇〇}斛、翌十年十月東海東山両道諸国に征箭_{三〇〇〇}余具などの調達が命ぜられている。

对蝦夷戦争においても、戦争準備にはきわめて長期間を要し、その間、民衆を戒厳令下に統制しつつ、広域軍事行政官指揮下で国衙行政機構を全面的に動かし、派遣軍兵士の選抜・訓練、兵器・軍糧の調達・運搬が行われたのである。訓練された兵士の戦場への投入、兵器・運糧の調達・補給は、戦争の勝敗を決する重大な条件であり、これらは窮極において国司の行政・財政に依存しているのである。延暦七年三月、第二次征夷軍編成の準備過程で、政府が「比年国司等無_レ

心^二奉公^一、毎事^二闕怠^一、屢^三沮^三成^三謀^一、苟^二曰^二司存^一、豈^レ庇^レ如^レ此、若有^二更然^一、必^レ以^レ乏^三軍興^一、^二從^レ事^一矣」と勅しているのは、国司の「軍興」(軍事力の調達・動員)が、戦争の勝敗と作戦の成否のカギを握っていることを端的に示している。^(六)とりわけ、兵士・兵器が確保されたあとの実戦では、軍糧の補給が重要な問題となる。「河陸両道輜重一万二千四百卅人、一度所^レ運糧六千二百十五斛、從軍二万七千四百七十人、一日所^レ食五百卅九斛、以^レ此支度、一度所^レ運、僅支^二十一日^一」の記事^(六、九条)に明らかかなように、在陣中の大軍は巨大な胃袋であり、一作戦期間と作戦投入兵力量は軍糧消費量(兵士総数×一人一日当たりの消費量)と軍糧運送量(輜重総数×一人当たりの運搬能力)の関係で決定され、戦争の全期間は、総兵力量と軍糧総量との関数である。長期の準備期間を経てはじめて編成しうる律令正規軍は皮肉にも長期戦に弱く、正規軍どうしの野戦(短期決戦)を想定して組織されていたのである。「攻則奔^二逃山藪^一、放則侵^二掠城塞^一」^(元、天、六、)、「追則鳥散、捨則蟻結」^(延暦元、六、)と表現される蝦夷武装勢力のゲリラ戦術は、正規軍との決戦を避け、小部隊による奇襲攻撃によって泥沼の長期戦にひきこみ、膨大な軍糧消費という面から遠征軍をじりじりと追いつめ、弱らせる。そして、騎兵小部隊による奇襲攻撃に対し、「陣法」にもとづき整然と整列し、鼓吹の号令にあわせて緩慢に行進するだけの硬直した律令正規軍の基本戦術は、全く通用しないのである。「弓馬戦闘夷狄所^レ長、平民数十^レ不^レ敵^二其一^一」^(類三、承和四、二、八官符、)

は、この基本戦術の違いによる。集落を焼き払いながら「賊地」奥深く侵入し、退路を遮断されて潰滅的敗北を喫した北上川渡河作戦は、奇襲攻撃に対する正規軍、解放軍に対する侵略軍の弱さを露呈したものである。^(六、三、)

以上の如き、長期持久戦と奇襲攻撃に弱い構造的脆弱さを有する律令軍制は、したがって、蝦夷など列島内「夷狄」との正面からの軍事的対決を目標に構築された軍事力ではない、ということになる。正規軍どうしの野戦による短期決戦、これが「陣法」にもとづく歩兵集団戦という律令軍制の基本戦術に対応する戦闘形態であり、そこには、「蕃国」新羅との戦争が仮想されていたとみなければならぬ。

(三) 動員令

一定の動員準備期間を経ると、「官即奏聞下^二契勅^一」^(職、部省、)とあるように、太政官の奏聞にもとづき「契勅」(「兵勅符」を下して、諸国に動員が命ぜられる。具体例でみると「勅曰、今為^レ討^二逆虜^一、調^二発坂東軍士^一、限^二来九月五日^一、並赴^二集陸奥国多賀城^一」^(宝龜十一、七、)、「勅、調^二発東海・東山・坂東諸国歩騎五万二千八百余人^一、限^二来年三月^一、会^二於陸奥国多賀城^一」^(延暦七、三、))などの如く、動員対象国に、国別割り当て兵士数、集結期日、集結地点を指定して「勅符」が下されていることがわかる。「勅符」をうけた国司は、すでに実戦的教練を施してきた派兵要員兵士を、集結予定期日までに到着するよう兵士歴名簿によって召集し(「若有^二差行

及上番^一、国司^二、薄^三、以^レ次差遣^四（^{軍14}）、「勅^三坂東八国^一、陸奥国若有^二急速^一、索^二援軍^一者、国別差^二發^一二千已下兵^一、扱^二国司精幹者^一、人^二、押領^一、速相救援^二（^{天守字三三、八一、九三}）」が示すように国司の一員が召集した国軍を結集地まで引率（押領）するのである。某国国司が兵士を引率するのはあくまで結集地までであって、結集地で將軍以下現地軍首脳に兵士集団をひきわたすことによつて任務は終了する。国司が兵士を指揮・統率するのは、通常、軍事行政の範囲内においてであり、「臨時発兵」（これは警察作用の延長である）を例外として、国司はこの限界を越えてはならない（^{採興律撰}）。

以上、本節では戦争が支配層の全体意思（太政官の発議、広汎な官人層からの意見聴取、天皇の裁可）により、太政官によつて計画され、太政官―兵部省―「道」別広域軍事行政官（たとえば節度使）―国という行政機構を通して計画的に戦争準備・動員が行われたことをみた。戦争準備を計画的に遂行しうるのは、その基礎に平時から兵部省―国司を通じて軍事力を行政的に維持・更新・管理しているからであり、作戦が要求する兵士・兵器・軍糧・馬牛・船・人夫の調達にたえうる行政機構を配置していたからである。

四 將軍と行軍―戦時編成―

(一) 節刀

戦争が決定され、太政官によつて動員準備が開始されると、一方で將軍以下征討軍首脳の人選・任命が行われる。將軍は天皇から最高軍事指揮権の象徴である「節刀」と、作戦指揮に関する「軍令」布告権を授けられる。こうして將軍は直面する戦争における最高軍事指揮権、軍令制定権、軍令違反者に対する死罪以下の専決権を仮授されるのである（^{軍18・25}）。

「以^二左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂^一為^二陸奥鎮東將軍^一、…因授^二節刀并軍令^一」（^{和銅二、三三五}）、「征東大將軍紀朝臣古佐美辞見、詔召昇^二殿上^一賜^二節刀^一、因賜^二勅書^一曰、…推^レ殺分^レ闕、（^{軍事指揮権}）專任^二將軍^一、承前別將不^レ慎^二軍令^一、逗闕猶多、尋^二其所由^一、方在^レ輕^レ法、宜副將軍有^レ犯^二死罪^一、禁^レ身奏上、軍監以下依^レ法斬決、…」（^{延暦七、十}）はその具体例である。

だが一方で、將軍以下の軍首脳（將軍・副將軍・軍監ら）は、貴族・官人から人選され、とりわけ將軍は、三・四位の中納言・参議クラスの公卿が任命されており、「節刀」仮授により天皇から直接軍事指揮権を委ねられる形式をとるものの、人的構成からみるかぎり、太政官の出張機関の如き構成をとっており、太政官の戦争計画・戦略の忠実な執行機関として位置づけられていたことに注目したい。このことは、殿上に將軍を召喚して詔を読み上げ、勅書と節刀を直接將軍に授ける「節刀儀」を主催するのが大臣であることにあらわれている（^{貞觀儀}）。將軍人選・任命は、太政官の主導のもとに行われたのである。

延暦期の対蝦夷戦争をみると、派兵された現地軍首脳は、作戦・戦況について刻々と「奏」し（あるいは「奏」すことを要求され）、それに対して太政官は、天皇の「勅報」の形式で指示・督励・譴責を加えている（宝龜十一、六、二十八条、同、二十九条。天徳元、六、一条、延暦八、六、九条。）。

また現地軍首脳が、「軍」の編成・維持、征行に必要な軍糧・兵器の補給を、いちいち太政官に申請し、太政官―国司の補給・運送計画に依存していたことも（宝龜十一、七、）將軍以下の現地軍が太政官の戦争計画に従属していたことを示している。第二次征討軍の場合、大納言藤原繼繩・中納言藤原小黒麻呂らが「太政官曹司」で、敗退入京した將軍紀古佐美以下軍首脳の「従軍將軍等逗留敗軍之状」を「勘問」していることも、太政官が実質的に戦争指導をしていたことを示すものであろう（延暦八、九、）。

(二) 「行軍」編成

節刀を賜与された將軍とその幕僚たちは「軍所」（本営）に赴き、差発対象諸国から国司が部領（押領引率）して「軍所」に集結した諸国兵士を結合して「行軍」（行戦軍、以下「軍」と記す）を編成する。一個の「軍」の規模は、軍防令によれば兵力量三〇〇人〜二〇〇〇人の範囲であり、より巨大な兵力量の場合、前・中・後の三「軍」を編成し、全「軍」を統帥する大將軍の下に各「軍」に將軍が配される（軍24）。將軍率いる「軍」は軍監率いるいくつかの「陣」に分割される。作戦終了後、各「陣」単位に勲功を申告するために「陣別勲

状」「陣別戦図」を提出するが、軍防令申勲簿条にみえる「陣別勲状」の記載形式は「勲人官位姓名、左右廂、相捉姓名、人別所執器仗、当団、主帥、本属、……」（義解によると「仮令、注云、兵士姓名、斬首若干級、所執弓箭、左廂軍監姓名之所率領、其国其団隊正姓名之部伍其郡人之類」とある）から判断すれば、「陣」は將軍の幕僚である軍監率いる作戦単位であり、複数の軍団によって構成されていたのである。また現地での具体的作戦計画は、將軍・副將軍・軍監（別將）らが軍營で作戦会議を開き、立案・決定し、各「軍」、各「陣」が連繫して作戦を遂行したのである（延暦八、三、）。軍監は、將軍の軍事指揮権を背景に「軍令」違反者に対する専決権をもって軍監以下の軍団各級指揮官を厳格に統制し（軍25、鼓監、律部内条、）軍団内では軍監が答罪専決権をもって兵士を統制（鼓令部、）旅次行軍・野営・戦鬪行軍の全過程で「軍」の規律と秩序を維持したのである。こうして、將軍―軍監―軍毅―校尉―旅帥―隊正―兵士のヒエラルヒーと、前列五楯二五人・後列五楯二五人で形成される「陣列之法」―基本的戦術単位が厳格に維持され、戦鬪の遂行が可能になるのである。軍監と軍毅の指揮関係は、行政上の国司と郡司の關係に、軍毅と兵士の指揮關係は郡司と人民の關係に対応しており、算術的・幾何学的に構成される戦時編成のヒエラルヒーのなにも、律令国家の二つの支配原理が貫徹するように構想されていたのである。そして諸国からよせあつめた兵士によって形成された巨大な「軍」が、將軍の指揮・号令どおりに運動するか否かは、ひ

とえに軍団単位に行う平時の統一的「陣法式」にもとづく共通教練と、それを基礎とする動員直前の実戦的教練の成否にかかっているのである。

結 語

最後に、本論での考察をもとに、日本律令軍制の特質をまとめ、さらに、軍団兵士制が八世紀の国家と社会に与えた独自の作用について展望して、稿をとじたい。

(一) 日本律令軍制の特質

①律令軍制は、日本との朝貢関係から離脱することを外交課題とする新羅に対して、日本の被朝貢国としての地位を維持することを主要な目的として創設された軍隊である。大兵力による渡海作戦、新羅正規軍との野戦にたえられる軍事力の創出が律令軍制創設の基本構想であった。それは、兵部省の軍事行政による全国軍事力データの集中管理、正規軍どうしの歩兵集団戦を想定した軍団での「陣法」教練とそれに照応する將軍指揮下の戦時編成、長期にわたる準備期間を要する動員体制のすべてに貫かれている。また、形成過程、創設後の展開過程（縮小・増強・崩壊・廃棄）も、律令国家の対新羅外交政策の推移と密接な相関関係を有するのである。

②律令軍制・軍団兵士制は、一方で上から唐制を継受した軍防令の基本プランにしたがって建設された、均質で画一的な人為的構築物であり、太政官―国司の中央集権的行政の産

物であるが、他方、軍毅―兵士の直接的指揮関係は、郡司制と同様に、在地首長―人民の伝統的人格的支配関係によって下から支えられていた。このことは、軍団兵士制が、かつて朝鮮半島侵攻のために動員された大化前代の国造軍の基本関係を保存したまま、唐制をモデルに徹底的に制度化・均質化することによって創設された軍事力であったことを物語り、軍団兵士制が歴史的にみても対新羅戦略を念頭に構築されたことを裏書きする。

③律令軍制の発動である戦争の決定、征討軍の將校団任命と戦争指導は太政官会議が主導し、平時の軍事力の建設・維持・管理、戦争の準備と動員は太政官―兵部省―国司の計画的軍事行政に依存していた。このことは、第一に、天皇の最高軍事指揮権が太政官によって強い制約をうけ、天皇が自己の周辺に、太政官―貴族合議体に対抗する独自の政治勢力を形成することを困難にしている。第二に、軍事が行政に依存し、嚴格に統制・管理されていることは、戦争が政府の外交政策の手段としてのみ企図されること、軍制が政府の戦争政策遂行の忠実な手段であることを意味する。とともに、政府の統制を逸脱した独自の軍事権力の発生を困難にし、政府は所与の条件の範囲内で政策を通して自由に軍事力を増強・縮小することができる。事実、延暦十一年軍団兵士制は一片の「勅」（太政官符で諸国に布達）によって廃止されたのである。

④日本律令軍制の兵力基盤は外征軍編成の基礎となる軍団兵士制にほとんど一元化されており、衛士・防人・鎮兵など

の禁衛軍・辺戍軍も軍団兵士制を母体に編成されたものである。このことは、同時代の唐（府兵制・兵募・団結兵・長征健児など）や新羅（十停・八誓幢など）の複雑な軍事力構成と大きく異なっている。かかる軍団兵士制一元主義は、一つには日本社会が後進的で、比較的（唐・新羅に比して）均質で求心的な構造をとっていたことよって、もう一つには日本が島国であったことよって、条件づけられていると思う。日本列島を大陸から隔てる広大な海原は、他民族の侵入を阻止する難攻不落の城塞であり、逆に飛び石づたいに大陸と結ぶ海峡は、日本から朝鮮半島へ侵攻することを比較的容易にしていた。絶対的安全圏から朝鮮半島に向かって侵攻することを可能にする日本列島の天与の戦略的位置は、日本古代の外交政策にいちじるしく利己的・独善的な性格を与え、日本古代の軍事力を軍団兵士制一元主義の如くいちじるしく侵略的な構造にした。それは日本民族の国家意識・民族意識・国際意識に時を越えて影響を与えつづけることになる。

(二) 軍団兵士制の国家と社会への反作用

軍団兵士制は、律令国家によって上から画一的に設定され、在地首长制によって支えられて存続する制度であるが、いったん成立すると既存の社会関係に対して独自の反作用を及ぼしていく。

まず律令国家は、籍帳作成を通して編戸制・班田制を社会に強制するが、その目的の一つは、兵士役負担を均等化し、兵士家族の再生産基盤を均等に保障しながら、人口比最大限

の兵力量を確保・維持することであつたと思われる⁽⁴⁷⁾。その意味で、律令国家は本来的に「軍国」体制なのであり、軍団兵士制の存続は、律令国家に編戸制・班田制を厳格に徹底しつづけることを政策として強制する。一方、兵士は交替教練義務の代償に徭役を免除される。このことは逆にいえば、全正丁の $\frac{1}{3}$ ないし $\frac{1}{4}$ 分の雑徭・庸という膨大な財政収入を犠牲に軍団兵士制が維持されていることであり、軍団兵士制を維持することは、消極的なかたちで、律令財政を大きく圧迫することになるのである。律令国家が、兵士制の削減・暫停・復活・削減を繰り返すのは、对新羅政策に規定をうけながら行う、財政・民政政策の側面を有していたのである。延暦十一年兵士制停廃も、同様に理解すべきである。そして兵士制廃止は、編戸制・班田制を維持することを強制してきた最大の要因が除去されたことを意味し、九世紀に入って編戸制・班田制は急速に形骸化し、それまで体制として抑制してきた階層分解の進行が一挙に促進されるのである。

軍団兵士制の運用Ⅱ交替訓練は、大量の労働力の組織的・非生産的消費にほかならず、その運用の実務に関与する国司および軍毅以下の指揮官による「非理役使」は、「令条之外、不_レ得_二雜使_一」の「格」のとおり、立案段階で当然予測されており、政府はその規制に腐心しつづけることになる。しかし、政府の規制を超えて、国司・軍毅らは、上番兵士の整然とした隊伍組織を効率的労働力編成に変換し、墾田開発・営田に「非理役使」することによって蓄財を形成していったの

である。一方、有力農民は、兵士簡点過程で国司軍殺と結託し、冒身・代身等の手段によって兵士役を忌避し、あるいは騎兵に簡点されて上番免除の特典を獲得しえた。国内上番義務を有する兵士役（歩兵）は、現実には貧窮農民（「無告之人」「貧窮之徒」）に集中することになる。こうして、律令国家の厳格な社会統制（編戸制・班田制）によってのみ維持されるはずの軍団兵士制は、逆に、統制の枠内で、地方社会の階層分化を特異な仕方です寄生的に促進する役割を果たしたのである。

註1）石母田正「日本の古代国家」（一九七二）第一章「国家成立史における国際的契機」、吉田孝「律令国家と古代の社会」（一九八三）。

(2) クラウゼヴィッツ「戦争論」第一篇第一章「戦争とは何か」。

(3) コーリー「軍隊と革命の技術」第十章「軍隊の政治的性格」が引用するボルシェビキの将軍トハチェフスキーの「軍隊がどのような構成をとるかは、一つには、それが奉仕する政治目的によって、一つには、それがどのような徴集方式をとるかによって決定されるのである」という指摘は、軍制史研究の基本視角であると思う。

(4) 米田雄介「古代軍制研究文献目録」（『続日本紀研究』七一、一九六〇）、山内邦夫「日本古代軍事史研究文献目録」（『史元』七、一九六九）、松本政春「日本古代軍制研究文献目録」（『続日本紀研究』二三八、一九八五）の三つの文献目録で、戦前から一九八四年までの研究文献はほとんど網羅されており、大変有益である。

(5) 代表的研究として岸俊男「防人考」（『万葉集大成』一一、一九五五）、高橋崇「天武・持統朝の兵制」（『芸林』六一六、一九五五）、直木孝次郎「律令的軍制の成立とその意義」（『ヒストリア』二八、一九六〇）、米田雄介「律令的軍団の成立について」（『軍事史学』一一、一九六七）。

(6) 直木孝次郎前掲注（5）論文、米田雄介「律令的軍団の成立再論」（『原始古代史研究』2、一九七五）などは、主として地方豪族の勢力の抑圧、それを通じての中央権力の全国支配の達成に軍団制設置の意義を求め、笹山晴生「日本古代の軍事組織」（『古代史講座』5、一九六二）は「軍団制は、農民をつねに軍団に勤務せしむることによって徭役体制を維持させる役割を果たしたのであり、全国的な軍団体制の存在が、律令国家の地方支配をすすめる上での無言の圧力となった」と述べ、野田嶺志「日本律令軍制の特質」（『日本史研究』七六、一九六五）は、律令軍制を律令人民支配の武器とし、人民の私的武装の収奪、国内要害の守衛、地方豪族層の動向の警戒、などに軍団兵士制の意義を求める。

(7) 前掲註（5）（6）論文。また、橋本裕「律令軍団制の研究」（一九八二）収録諸論文、とりわけ「軍殺についての一考察」（『ヒストリア』六二、一九七三）、北啓太「軍団兵士の訓練に関する一考察」（『続日本紀研究』二二四、一九八二）。

(8) 野田註（6）論文に、その傾向が強く感じられる。
 (9) かかる視点を強調する研究として、瀧川政次郎「律令制の諸問題」（『歴史教育』一一一五、一九六三）、石母田正「日

本の古代国家」二四五頁、菊池英夫「日唐軍制比較研究上の若干の問題」(『隋唐帝国と東アジア世界』所収、一九七九)がある。

(10) この視角は、石母田正氏が「日本の古代国家」および「古代における「帝国主義」について」(『歴史評論』二六五、一九七二)ではじめて学問的に提起されたものであり、本稿は石母田氏の基本的観点に全面的に依拠して構想したものである。石母田氏の提起後、東アジア国際関係や対外戦争との関わりで律令軍制をとりあげた研究に、笹山晴生「古代国家と軍隊」(一九七五)、村岡薫「律令国家と軍事組織」(『歴史学研究』別冊、一九七五)、北啓太「天平四年の節度使」(『奈良平安時代史論集』上所収 一九八五)などがある。

(11) 兵士歴名簿がないこと、提出先を主税寮として行っていたことから、軍団兵士制廃止後の現実を反映している。

(12) 平川南「出雲国計会帳・解部の復原」(『国立歴史民俗博物館研究報告』3、一九八四)。

(13) 石尾芳久「日唐軍防令の比較研究」(『日本古代法の研究』一九五九)が提唱し、直木孝次郎「軍団の兵数と配備の範囲」(『続日本紀研究』七七八、一九六〇)に継承され、浦田明子「編戸制の意義」(『史学雑誌』八一―二、一九七二)、吉田孝前掲註(1)書II「編戸制・班田制の構造的特質」は、編戸制が軍団制と密着して構想されていたこと、編戸制の一つの目的が一兵士を出す「戸」の創出にあったことを想定する。従うべき見解である。

(14) 山里純一「律令地方財政における軍事関係費について」(『立

正史学』五八、一九八五)。

(15) 造兵司・国司による兵器生産は、国家による兵器の独占を意図するものではない。兵士過失破損の補填が「沽価」の弁償によって行われること(軍42)、「弓箭兵器」の「諸蕃」との交易禁止(『開市令』、東市五一)のなかに「太刀隱、弓隱、箭隱、兵具隱」があること(『延喜式』)は、個人装備の売買が公認されていたことを示す。また沿海防衛に関する「警固式」の「当界百姓執隨身兵」(百姓便弓馬者)の文言は百姓の武器所持を前提とする規定であり(『宝集』七)、前掲「出雲国計会帳」にみえる「伯姓器仗帳」は、国家権力が民間武装状況を把握しようとしたものである。その目的は、民間武装能力保持者(「便弓馬者」)を、「臨時発兵」規定により沿海防衛・罪人追捕に動員することであったと思われる。国司による武器生産は、規格化された兵器体系で全軍を装備することが目的だったのである。

(16) 全国の全軍団が○○○人で構成されていたわけではない。「類聚三代格」天平十八年十二月十五日太政官奏、弘仁四年八月九日太政官符等によれば、○○○人・○○○人・○○○人の軍団も存在した。

(17) 直木前掲註(13)論文。

(18) クラウゼヴィッツ「戦争論」第五篇第一〇章「行軍」の記者註は「直ぐに敵に接触するおそれのないような行軍を旅次行軍と言う」とする(『岩波文庫版』)。

(19) 吉田孝前掲註(13)論文。

(20) 平川南「胆沢城跡第四五次調査出土漆紙文書」(『胆沢城跡

昭和五九年度発掘調査概報」所収）は、第四三号漆紙文書を名取団所属の柴田郡関係の兵士匿名簿とみて、「戸番」に基づき、一番代、十番代、二十番代……というような単位で、（兵士）を平均して抽出し、「同一の郷出身者で隊を編成することを避け」ている、という重要な指摘をしておられる。

もし隊伍編成上の本来的規則であったとすれば、現存戸籍の兵士年齢が同一世代に集中していないこととあいまって（岸俊男前掲註（5）論文）、次のような隊伍編成上の政策的配慮を想定することも可能かと思う。すなわち、一郷一隊、特定年齢層兵士役集中を想定した場合、戦時の兵力消耗（戦死・負傷）は、被害の特定郷々・特定年齢層への集中をもたらず。被害の地域的・年齢層的拡散をはかることが右の配慮の目的の一つであったと思う。もう一つの目的として、隊伍の規律を日常的共同性から切断することが考えられはしないか。しかし、これら隊伍編成への配慮が同一郡内で行われているところに、軍団兵士制の背後にあると想定される在地首长制的秩序の規制力を認めることができよう。

(21) 前掲註（16）天平十八年十二月十五日太政官奏は「陸奥国团六院」「国团一院」と記している。院とは、周囲に屏をめぐらした大きな構えの家の意で、官衙の称としての用法がある。野田註（6）論文が主張する、軍団行政機構・器庫論は、軍団の兵士・兵器管理機構の側面だけを切りはなして強調したものである。

(22) 筑前国から「御笠团印」「遠賀团印」が出土している（木内武男「日本の古印」一九六六）。

(23) 戸祭由美夫「古代出雲の国府とその周辺地域」（『人文地理』21-15、一九六九）は、出雲国意宇团、熊谷团の比定地付近の「团（段）原」「上段原」「下段原」の字名を「軍団の兵舎や演習場」跡と想定し、藤岡謙二郎「国府」（一九六九）も、陸奥国王造团跡を「経壇原」の字名に比定している。

(24) 野田註（6）論文は、職員令軍団条の軍毅職掌規定からではなく、正税帳・計会帳の第一次史料から軍毅の職掌・実態を分析し、軍毅は国司の下部機構としてその実務を担当するもので、「軍毅を軍隊指揮官とする従来の見解は否定される」と結論される。一見実証的であるが、戦時の動員・編成に関する文書によってではなく（これらは伝存していない）、国司行政文書によって分析しているのだから、軍毅が行政官として登場するのは当然である。だがそれらは兵士の雑使と同様に、軍毅にとって平時の非本来的な雑務にすぎない。

(25) 岸・直木前掲註（5）論文、橋本前掲註（7）論文。

(26) 石母田正「日本の古代国家」第四章第一節「首长制の生産関係」。

(27) 北前掲註（7）論文。北氏は、国史大系本「続日本紀」慶雲元年六月三日条の「国別」が「团別」の誤記であることを諸写本の校合によって明らかにされた。

(28) 野田前掲註（6）論文は、国内上番兵士の主要任務を、軍防令以下の兵士使役規定から諸施設の守衛・修理等に求められるが、これらは「令条」に認められた「雑使」なのであり、兵士の本来的な任務ではない。

(29) 野田前掲註（6）論文、橋本裕「射田の制度的考察」（『史

学雑誌」八九一二、一九八〇）、胡口靖夫「律令軍団制の軍事訓練制度」（『統日本紀研究』二二二、一九八〇）、北前掲註（七）論文等は、それぞれ教練についての理解の差はあるにせよ、軍教とともに、国司も実際に訓練を行なっていたと考えている。

(30) 橋本前掲註（29）論文が詳しく分析している射田はこのように理解したい。

(31) 諸橋轍次『大漢和辞典』巻一（四七六頁）は「兵卒を訓練する五種の方法」とし、『羣書拾唾』の「兵五教、形色之旗、以教_二其目_一、号令之教、以教_二其耳_一、進退之度、以教_二其足_一、長短之利、以教_二其身_一、賞罰之誠、以教_二其心_一、」の記事を引く。

(32) 「陣法」教習を、律令軍制の基本戦術である歩兵集団戦のための集団的教練として意識的にとりあげた研究に、胡口前掲註（29）論文（その後、胡口氏は自説を補強する一連の論文を発表されている）、村岡薫「八世紀末「征夷」策の再検討」（『古代天皇制と社会構造』所収、一九八〇）、北前掲註（7）論文などがある。胡口氏の研究の目的は、もっぱら「季冬習戦」（唐兵制の軍事思想を継受した国司による冬期の大規模軍事演習）の存在を論証することにあるようであるが、北氏の批判の如く「季冬習戦」の論証には成功していないようであるし、「季冬習戦」など想定しなくても、国内上番による定期教練で「陣法」教習が行われていたことは北氏が指摘されたとおりであり、また、本文で述べるとおりである（ただし胡口氏は「陣法」について示唆に富む提言、重要な史料

を随所で提示されている）。また村岡氏が、對外戦争を想定した「陣法」教習の全国画一性・統一性を強調されたのは重要な指摘であるが、平時編成・教習単位・戦時編成を相互に無関係であるとされた点は従えない。筆者は北氏の「陣法」教習方式理解を基本的には支持するが、国司の「陣法」教習権が地方豪族の軍事力の伸長を抑圧するためであったとする点は従えない。

(33) 荷田在満「貞観儀式鼓吹司試生儀解」（『荷田春満全集』第十卷所収）は、難解な「儀」を詳細に注解しており、「儀」解釈のよき手引きになった。

(34) 笹山前掲註（10）書「序にかえて」、第一章「『皇軍』のなりたち」。

(35) 『統日本紀』慶雲二年十一月十三日条、同三年十月十五日条、和銅二年十月二十六日条、同七年十一月十一日条など。

(36) クラウゼヴィッツ前掲註（2）書第五篇第四章「給養」。

(37) クラウゼヴィッツ前掲註（2）書第五篇第四章「軍における兵種の比率」。

(38) 橋本裕「律令軍団制と騎兵」（『統日本紀研究』二二七、一九八一）。

(39) 石母田「日本古代における国際意識について」、同「天皇と『諸蕃』」（同「日本古代国家論第一部」所収、一九七三）。

(40) 石母田前掲註（1）書第一章第四節「第二の周期天平期」。

(41) 石母田前掲註（1）書第三章第三節「東洋的専制国家天皇制と太政官」。早川庄八「古代天皇制と太政官政治」（『講座日本歴史』古代2所収、一九八四）。

(42) 石母田前掲註(1) 書第一章第四節「第二の周期天平期」。

(43) 擅興律乏軍興条逸文に「乏」軍興「者斬」とある。

(44) 野田前掲註(6) 論文は、律令軍制のこの側面だけを軍事行政や動員体制、平時編成との連関から切り離して強調し、「律令体制下の軍事指導は、太政官を中心とする行政組織とは体制上異なるものとして、天皇によって直接統括されていた」[「律令軍事体制は、令制に認められる(行政)組織とは異なる体制として、臨時に、又具体的目的に應ずるものとしてあった」と特徴づける。しかし、かかる「軍事指導」[「律令軍事体制」]は「太政官を中心とする行政機構」による平時の軍事力の建設・維持・更新を前提としてはじめて実行しうるものであり、後者の側面との連関ぬきに律令軍制の特質を論じることは不十分である。

(45) 石尾前掲註(13) 論文は、律令軍制と戦争指導における太政官の役割の強さを強調する。

(46) 石母田前掲註(1) 書第四章第二節3「生産関係の総括としての国家」。

(47) 浦田前掲註(13) 論文。

(48) 吉田前掲註(1) 書。

(付記)

本稿のもとになったシンポジウム報告の構成は次のとおりである(節以下略)。

日本律令軍制の構造と展開

問題の所在

第一章 律令軍制の基本構造

第二章 律令軍制の形成過程

第三章 律令軍制の展開過程

第四章 延暦十一年軍団兵士制廃止と健児制への転換

諸般の事情で、報告の全体をまとめることを断念し、第一章だけを独立させて掲載する。なお、第一章のうち、五「臨時発兵」は、紙数の都合で割愛した。そこでは、本論で考察した律令軍制とは異質の、国内武装蜂起の鎮圧、罪人追捕、突然の海外からの侵攻に対する対応策について論じた。その基本的考え方については、とりあえず拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」(『史学研究』一四四、一九七九)を参照されたい。準備過程で、共同報告者の宮地・村田氏および西別府・佐竹氏と行なった勉強会、さらに寺地(東)、向山(西)、押部・坂本(日)の諸先生が加わった準備会での討議から多くの示唆をえた。記して感謝したい。

(広島大学文学部)

The basic Structure of The *Ritsuryo* (律令) Military System of Japan

by Tatsuhiko Shimomukai

In this paper, I examined the following four aspects in *Ritsuryo* military system of Japan, laying stress on the international relationship to the far east States.

- 1) The military administration in peace time of *Hyobusyo* (兵部省) and *Kokushi* (国司) .
- 2) Peace organization of *Gundan-heishi* (軍団兵士) system, and the common training on the basis of an infantry manual.
- 3) Mobilization lead by *Daijokan* (太政官) .
- 4) War organization commanded by *Syogun* (将軍) .